申請～補助金交付までの流れ
（大規模雨水流出抑制施設の場合）

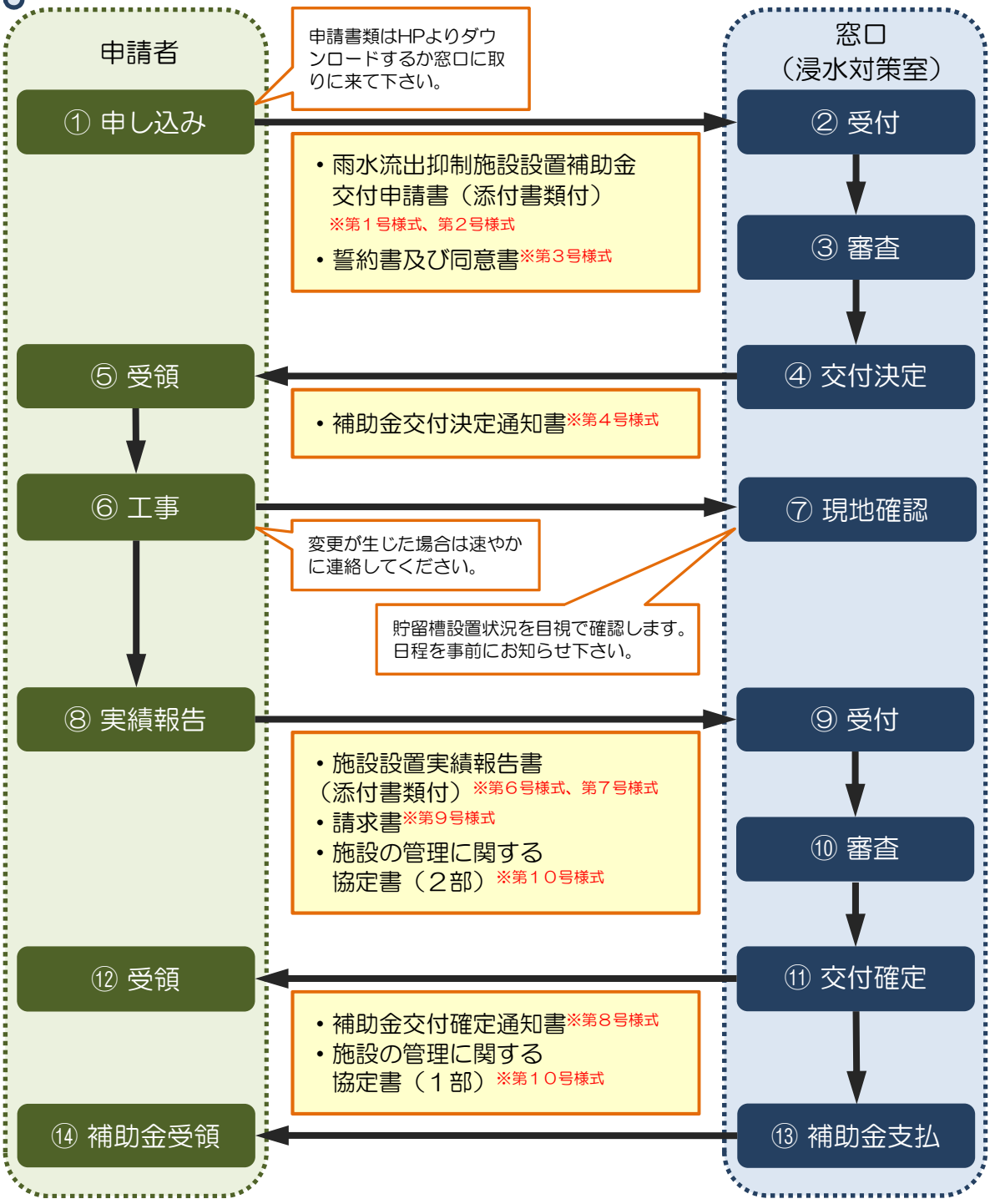

※詳細につきましては別添の「大規模雨水流出抑制施設の補助金申請について」に記載しております。併せてご覧ください。
※各書類に押印する印鑑は、同一のものを使用してください。
※書類に不備がある場合は再度提出願います。

お問合せ先

倉敷市環境局下水道部浸水対策室
〒７１０－８５６５　倉敷市西中新田６４０番地
TEL　０８６－４２６－３５９３

大規模雨水流出抑制施設の補助金申請について

※　本様式は7,０００Ｌ以上の雨水貯留槽の申請様式です。

呼　　称	雨水タンク		浄化槽改造	雨水貯留槽
規　　格	１００~５００Ｌ	５００~7,０００Ｌ	１０人槽以下	7,０００Ｌ~
事業内容	小規模	中規模	中規模	大規模

※　補助の対象は**雨水貯留槽本体・上下流の桝・付属品・工事費・運搬費**です。いずれも税抜金額です。

※　補助金の上限額は、貯留槽の**貯留量1㎥あたり39,000円**です。

※　必ず**工事着工前（雨水貯留槽に関する工事に限る）に申請**が必要です。
　また、申請後、補助金交付決定を受けるまでは資材購入を含め着工しないで下さい。

※　交付決定を受ける前の雨水貯留槽設置工事着工が判明した場合は、**交付決定を取り消す**場合があります。

【申請方法】

▼ダウンロードはこちら▼

申請書類の入手方法はHPよりダウンロードまたは窓口での直接の受け渡しとなります。

①　申込

申請書は、本庁浸水対策室へ提出して下さい。

次の申請書類にご記入下さい。申請時に作成が必要な書類は次の2つです。（書き方は記入例参照）

- **雨水流出抑制施設設置補助金交付申請書（第１号様式）**
  1　**位置図**：設置場所が市内のどこに位置するか示すもの。
  2　**配置図**：申請する敷地のうち、雨水貯留槽及びその他施設の配置計画を示すもの。
  3　**構造図**：雨水貯留槽に関する構造物の詳細を示すもの。貯留槽以外の補助対象構造物も含みます。
  4　**施工計画書又は工事内容を明らかにする書類**：上記１～３に補足を要する場合に限ります。
  5　**見積書の写し又は工事に要する費用を明らかにする書類**
  　：工事業者から申請者宛てのもの。他工事が含まれる場合は補助金対象とそれ以外がわかる内訳を明示して下さい。
  6　**承諾書**：申請者が土地及び家屋所有者と異なる場合に限ります。（第２号様式）
  7　**着工前写真**：設置しようとしている場所の写真。
- **交付申請に関する誓約書及び同意書（第３号様式）**

②　受付

③　審査

申請者様の下水道使用料、下水道事業受益者負担金、下水道事業分担金及びその他市税に関する納税状況を確認します。

補助金額について、申請された見積り金額の2/3の額が補助金額（1,000円未満切捨）となります。
（ただし、上限は貯留量1㎥当り39,000円（税抜））

④　交付決定

申請者本人宛に補助金交付決定通知書を郵送します。郵送先が異なる場合は、事前にお知らせ下さい。

⑤　受領

⑥　購入・設置

申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請をしてください。

次の申請書類にご記入下さい。申請時に作成が必要な書類は次の１つです。（書き方は記入例参照）

- **雨水流出抑制施設設置変更等承認申請書（第５号様式）**
  1　**変更に係る図面**：設置箇所を変更する場合は平面図、製品を変更する場合は構造図。
  2　**変更金額のわかる書類**：製品を変更する場合は見積書。
  3　**設置予定箇所の写真**：設置箇所を変更する場合に限ります。
  ※該当するもののみの提出で構いません。

⑦ 現地確認

職員が現地にて施工状況を確認します。貯留槽本体が設置できていることを目視で確認しますので、

日程を事前にお知らせ下さい。

⑧ 実績報告

実績報告書は、本庁浸水対策室へ提出して下さい。

次の申請書類にご記入下さい。申請時に作成が必要な書類は次の3つです。（書き方は記入例参照）

- **雨水流出抑制施設設置実績報告書（第６号様式）**
  1　**完了図面**：申請内容どおりの構造物ができていることを示すもの。
  2　**申請者の宛名入り領収書の写し**：工事業者から申請者へ発行したもの。
  3　**工事写真（作業中、完了後）**
  　：申請内容どおりの構造物ができていることを示すもの。⑦で確認した箇所についても提出して下さい
  4　**収支決算書**：収入の部と支出の部の計は一致させて下さい。（第７号様式）
- **請求書（第９号様式）**
- **雨水流出抑制施設の管理に関する協定書（第１０号様式）**　※２部提出してください。

⑨ 受付

⑩ 審査

⑪ 交付確定

申請者宛に補助金交付確定通知書、協定書（１部）を郵送します。郵送先が異なる場合は、事前にお知らせ下さい。

⑫ 受領

⑬ 補助金支払

実績報告日を基準として、補助金が口座へ振り込まれます。

【お問い合わせ先】

浸水対策室：086-426-3593

第 1 号 様 式

令和　　年　　月　　日

倉　敷　市　長　　あて

（自署または記名押印）
〒
住所
申請者
氏名
電話（　　－　　－　　）

雨水流出抑制施設設置補助金交付申請書

雨水流出抑制施設を設置したいので、倉敷市雨水流出抑制施設設置補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 補助事業名	倉敷市雨水流出抑制施設設置事業			
2 事業内容	大規模雨水流出抑制施設の設置			
3 事業の目的	雨水の流出抑制による浸水被害の軽減			
4 設置場所	倉敷市			
5 設置する施設の容量	m^3			
6 工事着工予定年月日	令和　　年　　月　　日			
7 工事完了予定年月日	令和　　年　　月　　日			
8 工事に要する費用	円(税抜)			
9 工事に要する費用のうち消費税仕入控除税額に相当する額を減じた費用	円 （課税事業者の場合記入）			
10 工事業者名	名　　称			
	所 在 地			
	代 表 者　　電話			
11 添付書類	1 位置図　2 配置図　3 構造図 4 施工計画書又は工事内容を明らかにする書類 5 見積書の写し又は工事に要する費用を明らかにする書類 6 承諾書 （必要ある場合）　7 着工前写真　8 その他			
12 受 領 方 法	金融機関	□銀行　□農業協同組合 □信用金庫 □（　　）	預金種目	□普通（総合）□当座
	店舗名	□本店　□出張所 □支店　□支所	口座番号	
	口座名義 (ｶﾀｶﾅ)	*上記申請者名、請求書、委任状等と一致すること。		
13 確認事項	□ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない			

＊この申請書で口座内容を記入された場合は、債権者登録申出書の提出は不要です。

第 2 号 様 式

令和　　年　　月　　日

倉 敷 市 長　あて

（自署または記名押印）

土地又は建物所有者（代表）住所

氏名

電話番号

雨水流出抑制施設設置承諾書

雨水流出抑制施設の設置について、下記のことを了承し承諾します。

記

1. 雨水流出抑制施設設置場所

倉敷市　　番地

2. 雨水流出抑制施設設置者

（自署または記名押印）

住所

氏名

電話番号

3. 上記の土地の所有権を他に譲渡した場合は、その譲渡人に対しこの承諾内容を継承させ、市に迷惑がかからないようにします。

第 2－1 号 様 式

（自署または記名押印）　土地所有者名簿（複数の場合）

住所	氏名	印	備考

第 3 号 様 式

雨水流出抑制施設設置補助金の交付申請に関する誓約書及び同意書

雨水流出抑制施設設置補助金の交付申請にあたり、下記の誓約事項に誓約し、同意事項に同意いたします。

記

1　誓約事項

（1）申請書及び提出書類の内容はすべて事実と相違ありません。

2　同意事項

（1）本補助金の交付要件（下水道使用料、下水道事業受益者負担金、下水道事業分担金及び個人にかかる市税の完納）の調査を行うことに同意します。

（2）消費税法に規定する課税事業者となり得る場合、本補助に関する課税状況等の調査を行うことに同意します。

（3）暴力団員等でないことを確認するため、本申請に関する個人情報を岡山県警察本部その他関係機関に照会することに同意します。

倉 敷 市 長　　あて

令和　　年　　月　　日

（自署または記名押印）

住　　所 ……

申請者

ふりがな

氏　　名 ……

第 5 号 様 式

令和　　年　　月　　日

倉　敷　市　長　　あて

住　　所

申請者　氏　　名

電話番号

雨水流出抑制施設設置変更等承認申請書

令和　年　月　日付け　　第　　号で補助金交付決定を受けた下記の事業について、以下の承認を受けたいので、倉敷市雨水流出抑制施設設置補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

1 補助事業名	倉敷市雨水流出抑制施設設置事業
2 対象設置等の種類	大規模雨水流出抑制施設の設置
3 設置場所	倉敷市
4 承認申請内容	1 施設設置に関する仕様変更 2 施設設置に関する金額変更 3 施設設置事業の中止 4 その他
5 変更等の理由	
6 添付書類	1　変更に係る図面 2　変更金額のわかる書類 3　設置予定箇所の写真 4　その他
7 その他	中止する場合は、これまでに要した費用は、すべて申請者において負担します。

第 6 号 様 式

令和　　年　　月　　日

倉　敷　市　長　　あて

住　　所

申請者　氏　　名

電話番号

雨水流出抑制施設設置実績報告書

令和　年　月　日付け　　第　　号で補助金交付決定を受けた下記の事業について完了したので、倉敷市雨水流出抑制施設設置補助金交付要綱第10条により報告します。

1 補助事業名	倉敷市雨水流出抑制施設設置事業
2 事業内容	大規模雨水流出抑制施設の設置
3 工事場所	倉敷市
4 完了年月日	令和　　年　　月　　日
5 施工業者名	名　　称 所 在 地 代 表 者　　電話
6 添付書類	1　完了図面 2　申請者様の宛名入り領収書の写し 3　工事写真(作業中、 完了後) 4　収支決算書及び工事費内訳書 5　その他

第 7 号 様 式

収 支 決 算 書

収 支 の 部

科　　目	金　　額	説　　明
市補助金（予定）		
自 己 資 金		
計		

支 出 の 部

科　　目	金　　額	説　　明
工 事 費		
消 費 税		
計		

申請者　住　所

氏　名

第９号様式

請　　求　　書

令和　　年　　月　　日

倉敷市長　あて

住　所

法人名
（氏名）

下記金額を請求します。

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
請求金額										

内訳　　雨水流出抑制施設設置補助金

第　１０　号　様　式

雨水流出抑制施設の管理に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、雨水流出抑制施設（以下「流出抑制施設」という。）について、その機能を十分に発揮させることを目的とし、次のとおり管理に関する協定を締結する。

第1条　本協定の対象とする施設は、倉敷市雨水流出抑制施設設置補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受け、乙により設置された雨水流出抑制施設とする。

第2条　雨水流出抑制施設とは、雨水を一時的に貯留させるなどして雨水を流出抑制させる機能を有する施設をいい、具体的には施設の新設又は不要になった浄化槽を活用する等した貯留施設等の本体及び流入管、放流管、流量調整桝、排水ポンプ施設等の総体をいう。

第3条　乙は、流出抑制施設の機能を維持するため、設置目的を理解して維持管理を行い、それに要する費用を負担するものとする。

２　　特に、乙は、ます及び排水口等の通常の点検及び清掃に努めるものとする。

第4条　甲は、必要に応じて流出抑制施設の点検を行い、指導・助言するものとし、乙はこれに協力するものとする。

第5条　乙が設置した流出抑制施設の変形、破損及び浮き上がり等又は流出抑制施設の異常からその他のものに事故、問題等が生じても甲は、その責を負わない。

第6条　乙は、流出抑制施設が廃止されない限りにおいて、その施設を存続させ、その保全に努めなければならない。

２　　乙は、流出抑制施設を第三者に譲渡するときは、後継管理者から所定の雨水流出抑制施設継承届を提出させなければならない。

第7条　　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙両者が協議し、決定するものとする。

第8条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から雨水流出抑制施設設置補助金交付要綱第１６条第２項の規定により、雨水流出抑制施設の財産処分の通知を受けた日までとする。

この協定の証として、本協定書２通を作成し、甲乙各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　倉敷市西中新田６４０番地

倉敷市

倉敷市長　伊　東　香　織

（自署または記名押印）

乙

第　１０　号　様　式

雨水流出抑制施設の管理に関する協定書

倉敷市（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、雨水流出抑制施設（以下「流出抑制施設」という。）について、その機能を十分に発揮させることを目的とし、次のとおり管理に関する協定を締結する。

第1条　本協定の対象とする施設は、倉敷市雨水流出抑制施設設置補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受け、乙により設置された雨水流出抑制施設とする。

第2条　雨水流出抑制施設とは、雨水を一時的に貯留させるなどして雨水を流出抑制させる機能を有する施設をいい、具体的には施設の新設又は不要になった浄化槽を活用する等した貯留施設等の本体及び流入管、放流管、流量調整桝、排水ポンプ施設等の総体をいう。

第3条　乙は、流出抑制施設の機能を維持するため、設置目的を理解して維持管理を行い、それに要する費用を負担するものとする。

２　　特に、乙は、ます及び排水口等の通常の点検及び清掃に努めるものとする。

第4条　甲は、必要に応じて流出抑制施設の点検を行い、指導・助言するものとし、乙はこれに協力するものとする。

第5条　乙が設置した流出抑制施設の変形、破損及び浮き上がり等又は流出抑制施設の異常からその他のものに事故、問題等が生じても甲は、その責を負わない。

第6条　乙は、流出抑制施設が廃止されない限りにおいて、その施設を存続させ、その保全に努めなければならない。

２　　乙は、流出抑制施設を第三者に譲渡するときは、後継管理者から所定の雨水流出抑制施設継承届を提出させなければならない。

第7条　　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙両者が協議し、決定するものとする。

第8条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から雨水流出抑制施設設置補助金交付要綱第１６条第２項の規定により、雨水流出抑制施設の財産処分の通知を受けた日までとする。

この協定の証として、本協定書２通を作成し、甲乙各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　倉敷市西中新田６４０番地

倉敷市

倉敷市長　伊　東　香　織

（自署または記名押印）

乙